

助成申請書

申請日 2024年 4月 10日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 東京都千代田区麹町3-6-5麹町GN安田ビル4階
申請団体の名称 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
代表者の氏名 秋 元 義 孝 印
法人番号 法人番号 1010100-05-006412

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 申請団体の名称： 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
- 申請団体の住所： 東京都千代田区麹町3-6-5麹町GN安田ビル4階
- 資金分配団体等としての 上記2. 申請団体の住所に同じ
業務を行う事務所の所在地：
- 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について
（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
- 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

- 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体等としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）第 17 条第 3 項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体等の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体等としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体等に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体等に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体等に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）

当団体は、資金分配団体等としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体等としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *「資金分配団体の公募」通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について申請時に登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報^{*1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

○：公開対象

申請時提出書類	「資金分配団体」 の公募		「活動支援団体」 の公募
	通常枠	緊急枠	
1 助成申請書		○	
2 事業計画書		○	
3 資金計画書等		○	
4 団体情報		○	
5 役員名簿		○	
6 規程類必須項目確認書（規程類確認書）		○	
7 定款		○	
8 規程類	○		○
9 登記事項証明書（全部事項証明書）	○		○
10 事業報告書（過去3年分）	○		○
11 決算報告書類（過去3年分）	○※2	○※3	— ※2
12 事前評価結果			○
13 安全管理・危機管理実施体制表		○※4	
以上に加え、コンソーシアムで申請の場合			
・ コンソーシアムの実施体制表		○	
・ コンソーシアムに関する誓約書		○	
・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての申請書類		上記取扱いに準じる	

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 「資金分配団体の公募」通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業、「活動支援団体の公募」については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※3 前年度分のみとなります。

※4 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

以上

必須入力セル

申請時入力不要

任意入力セル

基本情報				
申請団体		活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	災害に対応できる民間支援団体の増加と基盤強化事業		
	事業名（副）			
	団体名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	コンソーシアムの有無	なし
支援対象区分		②民間公益活動の担い手育成		
支援内容分野1		B組織運営		
支援内容分野2		A事業実施		
支援内容分野3		D社会的インパクト評価		
支援内容分野4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	☐ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	☐ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	☐ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	
	☐ ⑨ その他	
☐	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
	☐ ④ 働くことが困難な人への支援	
	☐ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
	☐ ⑥ 女性の経済的自立への支援	
	☐ ⑨ その他	
☐	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
	☐ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
	☐ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
	☐ ⑨ その他	
	その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	民間団体の災害支援能力を向上させ、災害時の迅速な対応を可能にすることにより、発災時に支援が行き届きにくい脆弱層や、災害によって貧困や脆弱な状況に陥る層に対し災害発生時の早期支援や伴走支援を行い、発災当初の困窮対応や、復興に向けた支援制度への連結などし、脆弱性の軽減を目指す。
11.住み続けられるまちづくりを	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	台風や豪雨被害が多発する地域や地震が頻発する地域において、災害対応能力の向上を図ることで、都市および人間居住地域の包摂的で安全かつ持続可能な発展を促進する。また、水害などにより生活基盤が喪失または損壊され、これによって生活環境が悪化し、経済的だけでなく衛生面や心身の健康面でもQOL（生活の質）が低下し、災害関連死に至ることを早期に抑止する。
13.気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	豪雨や台風等の国内で急増する水関連の災害において、現地の力を活かしつつ、これまでの国内外の災害現場における有効な知見等を現場に提供することにより、国内のどこにいてもより多くの方々を救える体制をつくる。

Ⅰ.団体概要

(1)設立目的・理念	197/200字
当法人は、NGO、政府機関、企業、メディア及び研究機関等が有している人材、資金及び知識や経験の相互利用により、日本の民間団体による援助活動の質的向上を図り、国内外で起こる自然災害の被災地域、紛争地域及び途上国における援助活動を積極的に行之い、その活動を通じて国際社会の一員として平和な社会づくりに貢献することを目的とする。また、その活動を通じて日本の市民社会のさらなる発展に寄与することを望む。	
(2)団体の主な活動	199/200字
当法人は、団体の目的を達成するために援助活動に従事する民間団体等への、官民間わない資金的、物的資源を助成するなどし、国内外で起きる被災地、紛争地の緊急人道支援を行っている。 併せて、援助活動の更なる適正性や効率性を高めるため関係する多様な機関との連絡調整や民間団体の組織、人的基盤強化を実施している。 また援助活動の調査研究、政策提言等を広く発信し、企業や団体等と連携した支援者の開拓も行っている。	

Ⅱ.事業概要

					資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2024/6/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	全国（近年被災した地域、またはそのリスクが高い地域の団体）
事業概要	近年、台風や豪雨による被害が増加し、地震も頻発している。特に地方都市では人口の減少や高齢化、インフラの老朽化などにより、地域の災害対応力が低下している。一方、災害支援には民間団体の活躍が国や自治体から期待されているが、団体は災害発生時にしか資金が集まらず、平時の団体運営においては脆弱な資金基盤の団体が多い。そのため、災害支援の経験のある団体の数は極めて少ない状況です。 本事業の目標は、これらの課題を解決の為、近年被災した地域、又はそのリスクが高い地域の団体に重点を置き、休眠預金を活用した質の高い災害支援団体の数を増加させることです。 この目標達成のために以下の取り組みを行います。 ■休眠預金活用準備：発災時に休眠預金のプログラムに速やかに応募できるようにする為、準備に時間がかかる規程整備支援を、JPF職員をはじめ、NPO法に詳しい中間支援団体や弁護士等の専門家を交え実施します。これにより、災害発生時に迅速に休眠預金に事業申請できる団体が増え、災害支援の迅速性と効果が向上する事が期待されます。また、団体内毎の整合性の取れた規程類の整備を促すとともに各団体が実態を伴ったガバナンス、コンプライアンス体制になることによる基盤整備にも寄与します。 ■災害出動準備：規程類の整備同様、事業の質向上のため、社会的インパクト評価の視点を伴った事業計画策定の支援を、評価士の資格を持つ職員に加え、災害支援経験のある団体識者や評価専門家を交え実施する。これにより、災害時の対応力や効果を向上させることが期待される。 対象団体は、休眠預金を活用していない団体を前提に、① 災害支援未経験の非災害支援団体、② 災害支援経験のある非災害支援団体、③ 災害支援に特化した団体を想定している。各団体の状況に応じて、1年から3年の支援スケジュールを組み、支援最終年には、発災対応への出動準備が整う事を目指します。					
800/800字						

III.事業の背景・課題

(1)支援対象として想定している団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	1000/1000字
■事業実施上の課題：資金、ノウハウ 想定される上述の3系統の支援対象団体が直面する事業遂行や組織運営上の課題は、共通するものとして、災害支援の資金にあります。発災時の活動資金は、主に民間寄付によるところが多いですが、一般の寄付者の関心は災害発生時に集中する傾向があり、資金が災害時にしか集まらなくなっており、また最も支援が必要とされる発災時には、災害支援に特化した団体においても活動資金は限られ、しかも寄付が集まるまで数週間から1か月以上のタイムラグがあることから、限定的な支援か、支援の遅延により取り残される被災者が発生しています。 また災害に特化していない団体においては、発災時における支援の手法や、関連する法令等にも不慣れな点もあり、適切な事業計画や事業の実施見立てが難しくなっています。このことは、災害時になってからしか災害対応準備に意識が向く機会が無いためであると考えます。 ■組織運営上の課題：休眠預金申請準備のハードルの高さや準備リソース（時間や人員）の課題 近年の豪雨災害や地震に頻発からくる国内の多数の地域における被災地化に伴い、非災害支援団体における災害対応準備の必要性の高まりをこれまでの被災地支援で聞き取っています。また災害支援を行っている団体からは、休眠預金の活用の有用性を聞いており、また資金分配団体としてもその実感があります。 その一方で、休眠預金を申請するにあたって、これまで申請を断念した団体からは、規程類整備の困難さと評価を伴った事業計画立案のハードルの高さやそれぞれに対する準備に時間や人員を割けない状況があると聞き取っています。 規程類整備については、これまで50団体以上の規程類を見てきて、30団体以上の規程類の整備支援を行ってきたJPFとしては、整合の取れた規程類の整備を行いながら事業実施を行う団体の困難を見てきています。 災害に問わず支援サービスを行う事を主としている団体の職員は、小規模などところでは人員を割く事ができず、また人員が多い所においても、外部の支援を入れないと実態を伴った整備は難しい状態であると考えます。 事業計画や評価計画についても同様の傾向があり、特に災害支援においては、事前準備が難しく、非災害支援団体にとっては作成の見立ても難しい状態にあります。そのため、この課題解決においても伴走型の外部支援が必要不可欠と考えます。	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	400/400字
発災時における資金支援については行政からの支援はほぼ行われておらず、有り得るものとしては炊き出し等における実費弁償に限られ、財団等からの資金提供も上述のタイムラグの観点から迅速には広くは行われていない状況です。また法律に関する説明などのノウハウ支援も、行政が主に取り扱う事象の為、民間団体向けの研修などは行われていないです。 規程類整備においても、行政や中間支援団体においては、支援が行われるとしては主に、特定非営利活動法人に対してであり、その支援範囲も当該法律に即した、設立時や法改正時における支援や研修会に限られており、昨今増加傾向にある一般社団法人やその他法人格に対する支援は個別の土業への依頼が主であると考えます。 事業計画や評価については、中間支援団体により講座などが開催されていることはあるが、災害支援と社会的インパクト評価を組み合わせた形での支援は調べても見当たらないのが現状です。	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	400/400字
災害支援における民間支援力の向上には、より迅速かつ活発な休眠預金の活用が、現状最も安定的な財源且つ効果的な被災地支援に繋がると考えます。また、被災の甚大化に伴い民間支援力が被害とは相対的に不足しており、支援から取り残される被災者も増えています。災害時には不安定な民間寄付により活動が制限される民間支援において、休眠預金を活用できる道が開けましたが、一方で、国民の財産である休眠預金を活用するための準備に時間や専門的な知識が必要である部分が不足している側面があります。災害の被害が増加する中、意図的に災害支援に資する団体の数と質の向上が必要と考え、そのために取れる有効な手立てとしては、休眠預金を活用した団体への伴走支援となると考えます。またこの民間支援団体の環境整備を行う事は、ガバナンス・コンプライアンス、支援の質と量の向上の点から汎く民間支援団体自体の能力向上に資する取り組みでもあると考えます。	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体数	10（内訳は(2)-1に記載）
(2)-1 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、活動地域・分野・内容	400/400字
■活動地域 全国を対象としますが、豪雨災害や大規模地震などのリスクが高い地域に重点を置きます。 ■活動分野、団体像 対象とする団体は、休眠預金をまだ活用していないこと※を前提とし、以下の3つの要素で分類します。※規程類の整備が行われていない、評価の経験が少ない等 ①非災害支援団体であり、災害支援の経験のない団体（約3団体） このグループには、災害時に脆弱な層（子ども、女性、心身虚弱者など）を支援する活動を行っている団体を中心と考えます。 ②非災害支援団体であり、災害支援の経験のある団体（約3団体） ①と同様に、災害時に脆弱な層を支援する活動を行っており、すでに災害支援の経験がある団体が対象と考えます。 ③災害支援団体であり、主に災害支援に取り組んでいる団体（約4団体） このグループは、災害支援を主たる目的としているが、形式要件や事業計画立案に関しては未経験の団体と想定しています。	
(2)-2 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、組織形態・規模	379/400字
3つの区分で考えます。①災害支援を既に実施している団体、②災害支援に特化していない団体、③災害支援未経験団体。 ■組織形態 ・いずれの区分においても、非営利型の法人格を有している。 ・事務局員が1人以上いる。 ・代表者、経理責任者、出納責任者、監事がそれぞれ別の人物である。 ■事業規模 ・事業規模は最低1 0 0 0 万/年程度の規模を考えている。 ■活動履歴 ・区分②、③については、平時（非発災時）において、何らかの通年事業を行っている団体を優先する。 ・例えば、災害脆弱層向けの支援サービスや、公共施設運営などの指定管理制度の受託など、災害に限らない対人支援のサービスを行っていることを想定。 （発災時の活動を見据え、平時からの災害材弱層になり得る方々との関わり合いや、災害支援事業終了後の団体の事業基盤が確保されていることが望ましいと考えています。）	

(3)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	162/200字
支援対象団体は、休眠預金を活用し、災害支援能力を向上させた組織へと成長しており、これにより災害が発生した際に効果的な支援を行える状態になることを想定。これにより、団体の支援対象地域のレジリエンスが向上し、取り残される被災者が減少する。また他地域への支援介入が可能な場合においては、国内の民間災害対応能力が向上したこととなる。	

(4)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	25/100字
活動支援プログラムの目的	指標100字初期値/初期状態100字中間評価時の値/状態100字目標値/目標状態（目標達成時期）100字
発災時に休眠預金を活用して支援活動できる団体の増加	①実施前との比較による☒ A.災害支援団体の増加 A.0 B.休眠預金に応募可能な団体数の増加 B.0 C.事業実施期間中や終了後の休眠預金事業応募 C.0

(4)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリ ング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）	100字
(B) 支援対象団体が休眠預金制度に参加するための規程整備が完了し、休眠預金を活用する組織としての態勢を整えている。		・ 規程の整備度 ・ 規程に基づいた業務の実施状況（例：担当者の配置、役割分担など）		○	・ 事業開始後に確認 ・ 事業開始後に確認				・ 整備完了（支援終了時） ・ 事業開始時に設定した目標が達成されている状態（支援終了時）	
(A) 支援対象団体が災害支援を実施するための準備が整い、災害が発生した際に即座に対応できる状態となっている。		・ 災害支援を実施するための事前準備状況（事業計画の策定、実施体制等）		○	・ 事業開始後に確認				・ 事業開始時に設定した目標が達成されている状態（支援終了時）	
(D) 支援対象団体において、社会的インパクトの評価を実施する準備が整っている。		・ 社会的インパクト評価の理解度 ・ 評価体系の整備（内部評価担当の配置等）		○	・ 事業開始後に確認 ・ 事業開始後に確認				・ 事業開始時に設定した目標が達成されている状態（支援終了時） ・ 事業開始時に設定した目標が達成されている状態（支援終了時）	

(4)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)	100字	指標	100字	モニタリ ング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
(B) -1 支援対象団体において、休眠預金に参加するための規程整備が完了している。		・ 規程の整備度 (規程が作成されている。機関決定されている)		－			・ 規程の整備が完了している。	
(A) -1 支援対象団体において、出動計画が整備されて、災害時等の人道支援の基礎的な知識を習得している。		・ 団体のコアコンピタンスに基づいた事業計画デモ案の策定 ・ 人道支援研修への参加、理解度		－			・ 災害支援計画案が作成されている。 ・ 研修に参加したメンバーの理解度が80%以上	
(D) -1 支援対象団体が、社会的インパクト評価の基礎を理解し、評価計画を策定できるようになる。		・ 評価計画の策定		－			・ 評価計画が策定されている。	

(4)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
(B) -1-1 組織運営支援（規程類整備） 対象団体(i)：非災害支援団体（休眠経験なし、災害支援経験なし） 支援内容：規程類の確認と見直し計画の策定、見直し実施（機関決定等）、整備完了後JANPIA確認		規程類の確認と見直し計画の策定：1年目（6～9か月） 見直し実施（機関決定等）：1年目後半～2年目 整備完了後JANPIA確認：2年目終了時まで	102/200字
(B) -1-2 組織運営支援（規程類整備） 対象団体(ii)：非災害支援団体（休眠経験なし、災害支援経験あり） 支援内容：規程類の確認と見直し計画の策定、見直し実施（機関決定等）、整備完了後JANPIA確認		規程類の確認と見直し計画の策定：1年目（6～9か月） 見直し実施（機関決定等）：1年目後半～2年目 整備完了後JANPIA確認：2年目中頃まで	102/200字
(B) -1-3 組織運営支援（規程類整備） 対象団体(iii)：災害支援団体（休眠経験なし、災害支援経験あり） 支援内容：規程類の確認と見直し計画の策定、見直し実施（機関決定等）、整備完了後JANPIA確認		規程類の確認と見直し計画の策定 見直し実施（機関決定等）：1年目後半～2年目 整備完了後JANPIA確認：2年目前半頃まで	103/200字
(A) -1-1 事業実施支援（出動導入準備） 対象団体(i)：非災害支援団体（休眠経験なし、災害支援経験なし） 支援内容：災害支援事業の方向性の確認、災害支援に関する機関決定支援、事業設計デモ立案、事業計画策定、人道支援研修等		災害支援事業の方向性の確認：1年目中頃まで 災害支援に関する機関決定支援：1年目後半～2年目前半 事業設計デモ立案：2年目後半 事業計画策定、人道支援研修等：3年目	115/200字
(A) -1-2 事業実施支援（出動導入準備） 対象団体(ii)：非災害支援団体（休眠経験なし、災害支援経験あり） 支援内容：災害支援事業の方向性の確認、災害支援に関する機関決定支援、事業設計デモ立案、事業計画策定、人道支援研修等		災害支援事業の方向性の確認：1年目中頃まで 災害支援に関する機関決定支援：1年目後半～2年目前半 事業設計デモ立案、事業計画策定：2年目後半	114/200字
(A) -1-3 事業実施支援（出動導入準備） 対象団体(iii)：災害支援団体（休眠経験なし、災害支援経験あり） 支援内容：事業設計デモ立案、事業計画策定		事業設計デモ立案、事業計画策定：1年目後半～2年目前半	76/200字
(D) -1-1 社会的インパクト評価支援（評価体系準備） 対象団体(i)：非災害支援団体（休眠経験なし、災害支援経験なし） 支援内容：社会的インパクト評価研修の実施、評価計画デモ策定、評価計画策定		社会的インパクト評価研修の実施：1年目 評価計画デモ策定：2年目 評価計画策定：3年目	99/200字
(D) -1-2 社会的インパクト評価支援（評価体系準備） 対象団体(ii)：非災害支援団体（休眠経験なし、災害支援経験あり） 支援内容：社会的インパクト評価研修の実施、評価計画デモ策定、評価計画策定		社会的インパクト評価研修の実施：1年目 評価計画デモ策定：1年目 評価計画策定：2年目	99/200字
(D) -1-3 社会的インパクト評価支援（評価体系準備） 対象団体(iii)：災害支援団体（休眠経験なし、災害支援経験あり） 支援内容：社会的インパクト評価研修の実施、評価計画策定		社会的インパクト評価研修の実施：1年目 評価計画策定：1～2年目	89/200字
			0/200字

(4)-5 インプット	
人材	職員5人（主担当、ガバナンスコン・プライアンス担当、事業設計担当、事業評価担当2人） 外部専門家11人（予定）（NPO法関連2人、災害分野専門家6人、評価専門家3人）
資機材	

支援対象団体の募集/選定		
(1) 募集方法や案件発掘の工夫		183/200字
公募前に準備期間として、下記の取り組みを行います。		
①重点地域の調査（脆弱層支援を行っている法人の調査）（案件発掘）		
②重点地域における事前説明会（事業趣旨やニーズの喚起）		
③重点地域を含む、事前個別相談会の実施（規程類の整備状況や組織の意志決定状況等の確認）		
その他、上記の取り組みとは別に、これまでの支援経歴やネットワークを通じた案件発掘や情報の拡散を行います。		
(2) 支援対象団体が抱える課題の検証方法（組織診断方法等）		596/1000字
■災害支援事業について		
対象とする災害については、JPFのこの13年間の災害支援履歴などから、当該地での必要な災害支援内容や、遠隔地の被災地支援においては、団体の災害支援におけるコアコンピタンス確認などを行い、実施。		
職員に、災害事業の立ち上げ支援業務を行ってきたものや組織外のNPO活動支援のコンサルテーションを行ってきた専門家により個別に診断。		
■規程類の整備について		
規程類の休眠預金申請に関する適応については、これまでJPFが実施してきた実行団体への支援ノウハウやチェックリストを活用し、課題分析や改善提案を実施。		
個別の規程類と、他の規程類、定款などを確認しながら整合性の確認を行う。		
職員に支援ノウハウを持つものがおり、またNPO法の範囲内においてはその専門家、その他公益法人等については弁護士等と連携し、適切な提案や改善を実施。		
■事業計画立案及び社会的インパクト評価について		
災害支援における事業立案の全般的な部分は、事業審査を行ってきた職員を中心に課題や改善を実施。分野によっては専門家が必要な場合がある為、随時それぞれの分野における専門家や支援団体実務者などと連携し支援を実施。		
社会的インパクト評価については、職員の内、評価士資格を持つ者2人が中心に、個別支援を行い、同時に外部評価専門家の意見を聞きながら評価契約や、事業計画の見直しなどを行っていく。		
(3) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保		125/200字
既に実施している休眠預金事業の実行団体は、今回の活動支援団体のプログラムの対象外としており、また活動支援団体プログラム実施中の支援先団体については、支援完了までは、仮にJPFが行う災害支援プログラムがあった場合においても、助成先とはしない事とします。		

主な実績と実施体制	
(1) 専門性・強み	324/400字
JPFは、2000年から人道支援団体のプラットフォームとして国外の災害等の支援団体への助成をはじめ、キャパシティビルディングと呼ばれる基盤強化を行ってきた。特に団体のアカウントビリティ支援は長く続けている所です。 また、2011年からは国内の災害支援にも同様の取り組みを行い、国際基準の日本国内の事象への適応や国内の災害支援体制の構築支援を行っています。 国内においては東日本大震災以降、激甚災害と呼ばれる災害にはほぼすべて出動し、それぞれの地域の団体や災害支援に特化した団体とのネットワークを持っております。 このことから災害支援における民間団体の情報や支援ノウハウ、課題把握についてはJPFは高い専門性を有し、またこれらが強みであると考えます。	
(2) 支援実績と成果	501/800字
JPFは2000年からこれまで、国内外において緊急人道支援として、50以上の国、地域において、総額600億円以上、約1,500事業以上の資金提供を行ってきた。 日本国内においては、下記の通りとなっている。 ・2011年～ 東日本大震災被災者支援 民間から70億円以上寄せられた寄付を緊急人道支援のほか、地元主体の復興の支援を実施（継続中） ・2016年～ 熊本地震被災者支援 民間から5億円を超える寄付をいただき、発災直後から、災害弱者やジェンダーに配慮した支援活動を実施。2018年からは地元の地域力強化の実施。 ・2018年～ 西日本豪雨被災者支援 民間から6億円を超える寄付をいただき、広域な被災地に対して、各地域の市民団体や行政、社会福祉協議会などと連携して支援活動を実施。 ・2024年～ 令和6年能登半島地震被災者支援 民間から10億円を超える寄付、休眠預金から1億円を超える資金を提供いただき、人命救助、避難所支援、医療、衛生管理、食料支援などを実施中。 ・その他：令和元年台風被災者支援、2020年7月豪雨、2021年豪雨被災者支援などへ対応。（休眠預金を活用した事業を含む。）	
(3) 支援ノウハウ	362/400字
JPFとしては、本提案事業に関連して、主に3つノウハウと、休眠預金事業に特化した2つのノウハウがあります。 ■JPFとしてのノウハウ 1. 助成システム（経験に裏打ちされたガイドラインを有し、専門分野の学識等識者による厳格な審査と適切な経理管理体制による資金提供）、2. 国際基準適応（国際的な人道支援基準に基づき、その考え方を広げる取り組み）、3. 民間企業との強い連携体制（寄付金をはじめ、物資提供や人的支援などのマッチング） ■休眠預金事業に特化したノウハウ 1. 規程類の整備（独自に作成したJANPIA仕様の規程類チェックマニュアルに基づいた確認と団体特性に応じた規程類整備の組織決定等の支援） 2. 災害事業に特化した評価（既存のJPFの国際基準に基づく評価に加え、休眠預金事業における社会的インパクト評価手法等）	

(4) 実施体制	111/400字
■事業面	
職員5人（主担当、ガバナンスコン・プライアンス担当、事業設計担当、事業評価担当2人）	
外部専門家11人（予定）（NPO法関連2人、災害分野専門家6人、評価専門家3人）	
■管理面	
職員2人（経理担当、法人経理担当）	

(6)従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）		
氏名	役割・役職	実績・資格等
		71/200字
		154/200字
		44/200字
		32/200字
		0/200字

(7)ガバナンス・コンプライアンス体制	156/400字
JPFは休眠預金事業における申請団体の規程に基づきガバナンス・コンプライアンス体制を構築しております。 運用に関しても、役職員における利益相反に関する確認を毎年実施し、公益通報制度に則り相談窓口も設置しております。 2019年の規程類整備以降、ガバナンス・コンプライアンス規程類に抵触する不正は生じておりません。	

事業名	災害に対応できる民間支援団体の増加と基盤強化事業
資金分配団体	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
実行団体	公募前(全国対象10団体程度、ただし近年の大規模災害発災地域、又はそのリスクが高い地域に所在する団体に重点を置く)

I. 評価スケジュール・実施体制

	事前評価	中間評価	事後評価	追跡評価
実施時期	2024年3月	2025年10月	2026年10月	未定
提出時期	2024年4月（申請時）	2025年12月	2027年3月	未定
実施体制	主担当1名 事業評価担当2名	主担当1名 事業評価担当2名 評価アドバイザー（外部）1名	主担当1名 事業評価担当2名 評価アドバイザー（外部）3名	
必要な調査	机上調査(過去の災害データや支援データなど)	個別支援経過の確認		
評価関連経費	¥0	¥500,000	¥900,000	
評価関連経費のうち 外部委託費	¥0	¥300,000	¥600,000	
外部委託内容		その他	関係者インタビュー	
		関係者インタビュー	定量データの収集	
			直接観察	

II. 評価表

評価の要素	評価項目	評価小項目	評価基準		測定方法			評価時期 (複数可)
			判断方法 (指標など)	判断基準値 (目標値／状態など)	必要なデータ	情報源	データ収集方法	
課題の分析	①特定された課題の妥当性	社会課題:災害の増加	直近5年の災害救助法適応地域の増加数	年間平均災害件数	定量データ	自治体や関連機関からの報告	文献調査	事前評価
課題の分析	①特定された課題の妥当性	支援側の課題は何か:資金不足と資金調達までの期間	直近10年ほどの寄付金の集まり状況	寄付金総額の変化	定量データ	申請団体の寄付データ	定量データの収集	事前評価
課題の分析	②特定された事業対象の妥当性	支援対象団体が災害時に休眠預金の活用を必要としているか	アンケート集計	定量データ	支援対象候補団体	アンケート調査	事前評価	事前評価
課題の分析	②特定された事業対象の妥当性	支援対象団体のニーズに対応しているか。	アンケート集計	定性データ	支援対象候補団体	アンケート調査	事前評価	事前評価
事業設計の分析	③事業設計の妥当性	プログラムのロジックは妥当か	団体支援履歴 (内部ベンチマーク等)	関係者の合意	定性データ	過去の支援実績	その他	事前評価
事業設計の分析	④事業計画の妥当性	活動の組み立て、スケジュールは妥当か。	団体支援履歴 (内部ベンチマーク等)	関係者の合意	定性データ	過去の支援実績	その他	事前評価
実施状況の分析	⑤実施状況の適切性	計画通りに支援プログラムが実施されているか	アウトプット指標	進捗管理	定量データ	支援記録等	直接観察	中間評価
実施状況の分析	⑦組織基盤の強化	規程類の整備、支援体制が整備されているか	アウトプット指標	進捗管理	定量データ	支援記録等	定量データの収集	中間評価
アウトカムの分析	⑧アウトカムの達成度	災害支援と休眠預金事業の実施能力を持つ団体が増加したか	アウトカム指標	10団体(事業終了時)	定量データ	支援記録等	その他	事後評価
アウトカムの分析	⑧アウトカムの達成度	休眠預金事業を実施する団体の増加	アウトカム指標	支援団体の休眠預金活用事業申請数	定量データ	インタビュー等	定量データの収集	事後評価

事前評価報告書

事業名	災害に対応できる民間支援団体の増加と基盤強化事業
資金分配団体	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
実行団体	公募前(全国対象10団体程度、ただし近年の大規模災害発災地域、又はそのリスクが高い地域に所在する団体に重点を置く)

評価実施概要	調査日程：2023年2月15日～2023年3月31日 調査項目：課題の分析 ①特定された課題の妥当性：1.災害の増加、2.資金不足の状況 ②特定された事業対象の妥当性：1.対象団体の妥当性、2.支援対象団体のニーズ 事業設計の分析 ③事業設計の妥当性：プログラムのロジック ④事業設計の妥当性：.スケジュールの妥当性 調査方法：①机上調査（公的データ、JPF内部データ）、②アンケート、半構造化ヒアリング、その他資料、③④休眠事業を中心とした過去の支援履歴やディスカッション 調査対象：①机上調査は主に過去10年間の、A.公的資料に基づく災害救助法適応災害数と適用基礎自治体の経年変化分析と、B.JPF内部の災害毎の寄付金受入れデータ ②災害支援を行うJPF加盟団体及びJPF実施の休眠預金事業実行団体（アンケートは48団体対象、5団体回答、ヒアリングは5団体）その他休眠預金事業の終了時監査資料 ③④休眠事業の支援履歴や各プログラムオフィサー 調査概要：①これまでの支援経験に対して、公的データの簡易傾向分析により災害の増加傾向の数値化及び資金調達から事業費支出までの期間の大きなギャップを確認 ②アンケートの回収率が低いものの、回答団体からは、災害時の休眠預金の活用意向とともに、規程類の整備支援のニーズと社会的インパクト評価に基づいた事業計画立案に関する支援ニーズを確認。 ③これまでの災害支援と近年の災害の発生状況から、支援団体や活動資金の不足がある点、また災害出動と休眠預金申請に関わる事前準備の両立の困難さから、本支援事業の組み立ては妥当であると判断。 ④これまでの主に休眠預金事業の支援履歴から、規程類の整備、評価手法の事前説明に要した時間や支援順などを勘案した結果、計画としては妥当であると判断。
自己評価の総括	本取組の前提には、自然災害が増加、被害の深刻化が進む中、支援団体が過小である点と公的資金が使えない前提の上に成り立っており、休眠預金の活用が災害支援においては一つの有効な手段としている。 ①課題の妥当性（災害は増加確認と災害支援活動資金の不足状況及び災害支援における休眠預金活用の有用性について） 災害の発生数、被害規模増加を確認できた。またJPFへの特定災害向けの寄付動向から、絶対的にも相対的にも災害支援資金が不足しており、発災初期において、事前の準備がない限り、休眠預金に対して寄付金であったとしても調達が間に合わず、時間軸においても不足することが確認できたことから、課題は妥当性があると判断。 ②事業対象の妥当性 災害支援経験のある団体においては、発災時の休眠預金活用に高い意向があることが確認できたことから、プログラムへの参加が見込まれると考える。 支援内容においても、休眠預金未活用団体においては規程類の整備、活用したことがある団体においても評価や事業計画立案には支援を必要としていることが確認出来、この事業対象については妥当性があると言える。一方、調査の対象数が少ない点は考慮すべき点。 また災害支援経験のない団体については、昨今の災害関連の研究会（JANPIA実施のギャザリングにおける災害セッション）などでの参加者などから、災害支援参加の意向の高まりは読み解けるが、定量的な根拠はない。 本提案のような活動支援団体事業はこれまでなかった新しい手法であるとする為、公募前に事前説明会実施などの、潜在的需要を喚起する取り組みが有効であるとする。 ③事業設計の妥当性 本取組の設計は、支援対象団体の災害対応能力や意向に応じて、発災時に休眠預金を活用する準備を、 i .ガバナンス・コンプライアンス体制の整備、 ii .社会的インパクト評価の理解、 iii .評価可能な事業立案の流れになっており、これまでのJPFの災害支援における休眠預金を活用した事業の成果や反省点を踏まえると妥当な設計になっている。特に i 及び ii については、支援先団体によっては支援に係る時間がかかる一方、事業自体に与える影響も大きいため、休眠預金を活用に限らず、質の高い事業実施を行う上でもこの設計が適切であると評価した。 ④事業計画の妥当性 ③の事業設計の妥当性同様、質の高い事業実施やその体制づくりに向けて、又これまでのべ80団体に近い団体の規程類確認や36の実行団体事業伴走支援経験から、それぞれの団体の環境の違いにより差があるものの、規程類の整備に最短で3ヵ月から長い団体で1年半程度時間を要し、また事業立案前に評価を理解することにより、効果的、効率的な事業立案ができることが分かってきたため、妥当な計画であるとする。 一方、団体の環境の差異と早期の災害支援に向けた休眠預金事業申請に向け、実務においては随時計画の見直しが必要であるとする。

評価結果の要約

評価要素	評価項目	考察 (妥当性)	考察（まとめ）
課題の分析	①特定された課題の妥当性	高い	①課題の妥当性：災害の増加について 自然災害の増加傾向については、実被害の甚大さを図る尺度として、過去10年間の(ア)災害救助法適応した都道府県（図表1）数と（イ）適応自治体数の経年変化(図表2）を調べた。 （ア）については甚大な被害をもたらす災害の発生件数としてとらえ、（イ）については、被害規模の凡その規模をとらえる目的として調査し、結果、図表1より災害発生件数の増加傾向、図表2からは、人口や建物が多い市域からの申請件数が町村より適応件数が多いことなどからも、被害規模の拡大傾向が認められた。 図表1:都道府県適応件数 図表2:市町村別適応件数と予測
	①特定された課題の妥当性	高い	①課題の妥当性：資金不足と調達状況について 上述の災害の増加傾向に関する調査と同様に過去10年間にJPFが行った寄付調達状況を調べた。 図表1に示される災害の発生件数の推移とJPFの特定災害支援に向けた寄付調達傾向が相関していないことが確認できた。（図表3） 災害の増加は顕著である一方、寄付調達においては、災害の発生数ではなく、その規模の大きさと局所性に依存していることが推察される。 このことから、活動資金の不足状況については、昨今増加している広域の水害などにおいては資金不足が推測され、課題は妥当であると判断した。 災害発生数やその被害規模に対する資金不足に加え、資金繰りとも言える、支援フェーズ全体における資金フロー状況についても調べた。 資金調達までの期間としては、発災前の資金調達を行わない限りでは、寄付金であっても、発災から資金調達を経て、団体の事業費として助成されるまでに2週間から4週間必要であることが確認できた。 例としては、最短でも下記の通り。 被災状況調査（2日）→寄付呼びかけ（2日）→社内稟議等寄付者意志決定（1週間）→入金反映（数日）→審査（2日）→資金提供） このことから、発災直後については事業資金が不足することが確認できた。 また、休眠預金等活用事業については、JPF実施の緊急プログラム（緊急コロナ等）を参照すると、公募開始から実行団体の事業開始まで7週間から9週間程度かかっている。一方、事前の準備が可能である通常枠の緊急出動においては、JPFのスキームでは、公募が無い点もあるが、最短で数日から1週間程度で実行団体が事業開始することが可能である。 事前準備がある上での休眠預金の活用が、資金の安定面からみても有効であり、災害時の資金不足には有効であることが確認できた。 図表3:自然災害の発災件数と寄付額の推移
課題の分析	②特定された事業対象の妥当性	概ね高い	②事業対象の妥当性（災害支援を志向する団体が、休眠預金を活用した事業を希望しているか。） 本取組で支援対象とする団体は、休眠預金を活用したことがない3区分の団体である。災害支援を主として行う団体、災害支援の経験がある団体、災害支援の経験がない団体。 これらの内、災害支援を主として行う団体（主にJPF加盟団体）と、災害支援の経験がある団体（休眠預金事業等で関わりのある団体）に対し、災害時の休眠預金活用の意向とそれに向けた課題についてアンケートを取り、また任意抽出での非構造化インタビューを行った。 結果としては、48団体に対して5団体のみからしか回答を得られなかったが、いずれも休眠預金を活用することに対して高い意向があることが確認できた。 個別のインタビューにおいては、本取組で支援する内容となっている規程類の整備と評価について課題感を持っており、これまで申請を実施してこなかった意見が聞かれた。 規程類の整備については、どこから着手してよいのかという点とどのように進めて良いかの見当がつかないことが背景にあり、また社会的インパクト評価を伴った事業計画や事業運営についても、触れたことがない事からの不安感があるとの意見があった。 また既に休眠預金を活用した経験がある団体からも、社会的インパクト評価と事業立案については今後学習機会が欲しいとの意見があり、1度や数回の経験ではまだ理解が難しいことが分かった。 今回のアンケートやヒアリングは回答数が少なかったため、事業対象の妥当性を証明するための定量的に有為な結果とは決定づけがたいが、現在の国内の民間支援の資金環境や支援頻度から推量するに、より多くの団体が休眠預金を活用した災害支援を志向していることが考えらる。これらのことから、災害支援を志向する団体については、休眠預金の活用に必要なと感じており、その部分において事業対象として妥当であると考える。 今回の評価における調査では災害支援の経験のない団体を対象にしたものは行っていない。一方、災害支援の現場や、JANPIA実施のギャザリングにおける災害支援の会場においても、非災害支援団体の災害支援に対する関心の高まりを感じており、同時に資金提供者としても、支援者自体が限られている点から、非災害支援団体の中で災害対応に取り組む団体の創出は必要だと考える。 JPFの2019年度の休眠預金を活用した被災地支援においても、4つの実行団体中2つが非災害支援団体であった。平時の活動地が被災地になった場合、必然的に災害支援を行わなくてはいけなくなるため、この点については洗剤需要を喚起しながら進めることが効果的と考える。
	②特定された事業対象の妥当性	概ね高い	②事業対象の妥当性（支援プログラムの目的や内容が、支援対象団体のニーズに対応しているか） 上述のアンケート結果と同様に、回答数は少ないが、災害支援を志向する団体の休眠預金を活用した事業実施やそれに至るまでの規程類の整備や評価・事業計画立案については支援ニーズがあることを確認している。 また過年度休眠預金等を活用したプログラムの事業終了後監査において、多くの団体が再度休眠預金を活用する意向を示しており、またJPFが実施してきた伴走支援の中にある規程類の整備などについては有効であったと回答している点からも、支援ニーズが高いと考える。
事業設計の分析	③事業設計の妥当性	高い	③事業設計の妥当性（プログラムのロジックの妥当性） これまでの9つの休眠預金を活用した事業の経験から、休眠預金を活用したいと言う団体への支援及び、資金分配団体の役割として、i.ガバナンス・コンプライアンス体制の整備、ii.社会的インパクト評価の理解、iii.評価可能な事業立案の支援強化を検討してきた。災害支援の性格上、急遽事業を実施することになる傾向が高く、事業実施を優先とした事業形成となってしまう傾向にあった。この課題を改善するためには、上記の3点の事前支援を行う事は妥当であり必要性が高いと評価する。
	④事業計画の妥当性	概ね高い	③事業設計の妥当性（活動の組み立てやスケジュールについて） ③の事業設計の妥当性同様、質の高い事業実施やその体制づくりに向けて、又これまでのべ80団体に近い団体の規程類確認や36の実行団体事業伴走支援経験から、それぞれの団体の環境の違いにより差があるものの、規程類の整備に最短で3ヵ月から長い団体で1年半程度時間を要し、また事業立案前に評価を理解することにより、効果的、効率的な事業立案ができることが分かってきたため、妥当な計画であると考ええる。 一方、団体の環境の差異と早期の災害支援に向けた休眠預金事業申請に向け、実務においては随時計画の見直しが必要であると考ええる。

事業期間		2024/06/01	～	2027/03/31	
活動支援団体	事業名	災害に対応できる民間支援団体の増加と基盤強化事業			
	団体名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム			

		助成金	
事業費			49,999,705
	直接事業費		42,718,950
	管理的経費		7,280,755
評価関連経費			1,498,000
合計			51,497,705

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
事業費 (A)	14,917,215	18,045,495	17,036,995	0	49,999,705
直接事業費	12,691,110	15,518,170	14,509,670	0	42,718,950
管理の経費	2,226,105	2,527,325	2,527,325	0	7,280,755

2. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
評価関連経費 (B)	0	748,000	750,000	0	1,498,000

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
助成金計(A+B)	14,917,215	18,793,495	17,786,995	0	51,497,705

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.00%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]